

随意契約理由

令和8年(2026年) 1月15日

契約担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 施設課
契約名称	豊中市伊丹市クリーンランド電力調達（単価）及び 余剰電力売却（単価）
契約内容	・クリーンランドで使用する電力(非化石証書を含む。)の調達 ・クリーンランドで発生する非FIT分の余剰電力（非化石証書を含む。）の売却
契約締結日 及び契約期間	契約締結日 令和7年12月17日 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	東京都千代田区大手町1-4-2 丸紅新電力株式会社
契約金額	・電力調達 常時電力 1,832円50銭/kW 自家発補給電力 2,014円00銭/kW 電力量料金（常時、夏季） 15円47銭/kWh 電力量料金（常時、その他季） 14円61銭/kWh ・余剰電力売却 非バイオマス部分の内重負荷時間帯電力

	<p>16円17銭/kWh</p> <p>非バイオマス部分の内昼間時間帯電力</p> <p>14円74銭/kWh</p> <p>非バイオマス部分の内夜間時間帯電力</p> <p>14円30銭/kWh</p>
<p>随意契約理由</p>	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>複数単価による見積合せで採用となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の締結をおこなうものです。</p>